

議案第53号

南あわじ市丸山漁業活性化センター条例を廃止する条例制定について

南あわじ市丸山漁業活性化センター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年5月31日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘



南あわじ市条例第 号

南あわじ市丸山漁業活性化センター条例を廃止する条例

南あわじ市丸山漁業活性化センター条例（平成 17 年南あわじ市条例第 154 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の利用に係るこの条例による廃止前の南あわじ市丸山漁業活性化センター条例第 10 条第 2 項に規定する利用料金の徴収については、なお従前の例による。

